

いしかわエンゼルプラン2020推進協議会設置要綱

(目 的)

第1条 いしかわエンゼルプラン2020（以下「プラン」という。）を着実に推進し、石川県の今後の次世代育成支援対策等について協議するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、いしかわエンゼルプラン推進協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(業 務)

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) プランの進捗状況、成果及び課題に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要と認めること。

(構成員)

第3条 協議会は、学識経験者、福祉・医療・保健関係者、労使関係者、教育関係者、現に子育てをしている者、国、県及び市町の職員、その他のプランの推進にかかわる者のうち、当該団体の長（代理等を含む。）及び県が指名する個人（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長3名を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の会議で協議が整った事項について、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、石川県健康福祉部少子化対策監室において行う。

(解 散)

第7条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月3日から施行する。